

年末年始の業務のお知らせ

は休みです。■は窓口業務・電話対応のみ行います。

施設名	12月						1月					
	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)
加東市役所、加東市保健センター、ラポートやしろ、加東市民病院（休日当直医は20ページ）、ケアホームかとう、地域情報センター（KCV）												
社福祉センター、滝野福祉センター												
やしろ国際学習塾、滝野文化会館、東条文化会館												
中央図書館、滝野図書館												
東条図書館、図書・情報センター												
社公民館、滝野公民館、東条公民館												
やしろこどものいえ、きらら、東条鯉こいランド												
市内体育館、武道館、グラウンド、テニスコート												
やしろ鴨川の郷												
※テニスコート・グラウンドゴルフは毎日営業												
滝野温泉「ぼかぼ」												
東条温泉とどろき荘（12/29、1/1～3は入浴のみ）												
アクア東条												
加古川流域滝野歴史民俗資料館												
小野加東斎場（湧水苑）												

庁舎休業日 ● 出生・婚姻届など… 3庁舎で受付(8:30～17:15)、夜間(17:15～翌8:30)は社庁舎のみ
戸籍届出について ● 死亡届(斎場予約)… 社庁舎で受付(8:30～17:15)、夜間は受付していません

「7」時から午後「11」時までが営業時間だったコンビニエンスストアをはじめ、ファミリールストラン、牛井屋までもが24時間営業で客を集めています。深夜、同じように灯りの点いている小児科へお子さんを連れて来られる親御さんも多くおられますが、その方々に一言申し上げます。コンビニやファミレスは24時間いつでも受けることができますが、深夜の小児科にはそれを期待しないでください。

もし、あなたの行かれた小児科が救急病院であれば、そこは救急車の受け入れを主な任務として、それ以外の患者の診療・処置は必要最低限しかありません。急病診療所や応急診療所であれば、急病手当や応急処置しかありません。薬は1回分か1日分しか出してもらえず、検査も多くの場合、してもらえないでしょう。

これから、インフルエンザが流行します。夜中にお子さんが急に40℃の高熱を出したならば、

深夜に小児科を受診する時の心構え
 親御さんがバカ親にならないために—
 小児科部長 石原 重彦

かつて、その名のとおり午前「7」時から午後「11」時までが営業時間だったコンビニエンスストアをはじめ、ファミリールストラン、牛井屋までもが24時間営業で客を集めています。深夜、同じように灯りの点いている小児科へお子さんを連れて来られる親御さんも多くおられますが、その方々に一言申し上げます。コンビニやファミレスは24時間いつでも受けることができますが、深夜の小児科にはそれを期待しないでください。

もし、あなたの行かれた小児科が救急病院であれば、そこは救急車の受け入れを主な任務として、それ以外の患者の診療・処置は必要最低限しかありません。急病診療所や応急診療所であれば、急病手当や応急処置しかありません。薬は1回分か1日分しか出してもらえず、検査も多くの場合、してもらえないでしょう。

これから、インフルエンザが流行します。夜中にお子さんが急に40℃の高熱を出したならば、

加東市長選挙の執行期日等について

加東市長選挙の日程が次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1. 選挙執行予定期日	平成26年4月20日(日)
2. 選挙期日告示予定日	平成26年4月13日(日)
3. 立候補予定者事前説明会	日時 平成26年2月28日(金) 14:00 場所 ラポートやしろ2階 研修室

※参考 任期満了日 平成26年4月29日(火) **問い合わせ** 加東市選挙管理委員会事務局 ☎43-0399

平成26年 加東市新成人の集い



大人の旅立ちの「ご案内」
 二十歳の門出を祝う新成人の集いを次のとおり開催します。対象となる方には、往復はがきでご案内しております。出欠の返信がまだの方は、至急返信ください。

日時 平成26年1月12日(日) 10時開会(9時30分受付開始)

場所 やしろ国際学習塾

対象 平成5年4月2日(平成6年4月1日)に生まれた方で、市内在住または市内の中学校を卒業された方

※対象となる方で、案内が届いていない場合は、生涯学習課までお問い合わせください。

問い合わせ 加東市新成人の集い実行委員会 加東市教育委員会生涯学習課(滝野公民館内) ☎48・3073
 ※月曜・祝日休館



兵庫県と県内すべての市町からの
お知らせです

個人住民税の特別徴収を実施していない事業主のみなさまへ

従業員の方の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！
 県と県内すべての市町は、個人住民税(市県民税)の特別徴収を推進しています。

特別徴収とは、従業員の給与から個人住民税を天引きし、事業主が従業員の方に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。

◆この制度は、地方税法および各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)に義務づけられています。特別徴収が不要なケースは法令で定められており、原則事業主の判断で特別徴収を行う・行わないを決めることはできません。

◆従業員にとっては「年4回の給与天引き(年12回払い)になるので1回当たりの金額が少なくて済む」「直接、金融機関等に向かう手間がなくなる」「納付忘れを防げる」といったメリットがあります。

◆税額および月割額については、すべて市町で計算しますので、事業所で計算していただく必要はありません。

問い合わせ 総務部税務課(社庁舎) ☎43・0397

消費者生活相談窓口からのお知らせ



通信販売でのトラブルに注意!
 カタログショッピング、テレビショッピング、ネット通販などの通信販売を利用する人が増えていきます。自宅や外出先で、好きな時に買い物ができるので便利ですが、実物を見て商品を選ばないため、サイズが合わない、イメージが違うなどのトラブルが報告されています。

特にネット通販の場合、「代金を支払ったが商品が届かない」「模倣品が届いた」「返品したいが連絡がとれない」等の相談が増加しています。

消費者へのアドバイス

- ①通信販売はクーリング・オフができません。消費者が広告を見て検討し、自分の意志で契約の申し込みをすることから、クーリング・オフ制度は適用されません。
- ②返品特約を確認しましょう。通信販売には返品特約(返品の可否・返品期間の条件等)を広告に記載することが義務付けられています。
- ③連絡手段がメールしかない通販サイトは危険です。事業者名、所在地、連絡先などが記載されているか、所在地や電話番号が実在するかどうかをよく確認しましょう。

困ったときには、すぐに消費生活相談窓口(滝野庁舎)に相談してください。

問い合わせ 加東市消費生活相談窓口(滝野庁舎 生活課内) ☎48・3528